

広島県告示第928号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和3年10月11日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県福山市東村町字三蔵985番地の1 学校法人 福山大学 理事長 鈴木 省三
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県尾道市因島大浜町字倉谷新開452-10 学校法人 福山大学 内海生物資源研究所

2 申請の内容

71 の2-イ 洗浄施設9基を設置するとともに、71 の2-イ 洗浄施設7基の構造及び使用の方法を変更する。また、排水口1基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種 類		71の2-イ 洗浄施設 (実験台①②③④) (同型4基分)		71の2-イ 洗浄施設 (実験台⑤⑥) (同型2基分)	
能 力		0.1(0.15) m <sup>3</sup> /日		0.1(0.15) m <sup>3</sup> /日	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着工後6ヶ月		着工後6ヶ月	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに		完成後直ちに	
使 用	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	8時間/日 断続 (なし)		8時間/日 断続 (なし)	
	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
排 汚	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	230	250	230	250
	化学的酸素要求量 (単位: )	230	250	230	250

方法	出される状態	浮遊物質質量	mg/L)	690	750	690	750
		窒素含有量		60	120	60	120
		燐含有量		8	16	8	16
		ノルマルヘキササン抽出物質含有量		15	20	15	20
		大腸菌群数（単位：個/ml）		3000以下	3000	3000以下	3000
	排出される汚水等の1日当たりの量（単位：m <sup>3</sup> /日）	0.1	0.15	0.1	0.15		
	汚水等の排出先	No. 1排水口		No. 1排水口			

(その2) 新設

種	類	71の2-イ 洗浄施設 (ドラフト①②) (同型2基分)		71の2-イ 洗浄施設 (洗浄器①)			
	能	0.01(0.01) m <sup>3</sup> /日		0.08(0.13) m <sup>3</sup> /日			
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	着工後6ヶ月		着工後6ヶ月			
	使用開始予定年月日	完成後直ちに		完成後直ちに			
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	8時間/日 断続 (なし)		8時間/日 断続 (なし)			
	項	目	通常	最大	通常	最大	
	排水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	
		生物化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	230	250	230	250
		化学的酸素要求量		230	250	230	250
		浮遊物質質量		690	750	690	750
		窒素含有量		60	120	60	120
		燐含有量		8	16	8	16
		ノルマルヘキササン抽出物質含有量		15	20	15	20
大腸菌群数（単位：個/ml）	3000以下	3000		3000以下	3000		

排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> /日)	0.01	0.01	0.08	0.13
汚水等の排出先	No. 1排水口		No. 1排水口	

(その3) 変更

種類	変更前		変更後		
		71の2-イ 洗浄施設 (実験台①②③) (同型3基分)			
能力	0.2(0.3) m <sup>3</sup> /日		0.1(0.15) m <sup>3</sup> /日		
工期等	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	—		工事着工後直ちに	
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに	
使用の方法	原材料(消耗資材を含む。)の種類, 使用方法及び1日当たりの使用量	クロロホルム, 95v/v%以上, 0.2L アセトン, 99.5%以上, 0.2L 水酸化ナトリウム, 93%以上, 0.02kg		クロロホルム, 95v/v%以上, 0.1L アセトン, 99.5%以上, 0.1L 水酸化ナトリウム, 93%以上, 0.01kg	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大
		0.2	0.3	0.1	0.15

(その4) 変更

種類	変更前		変更後	
		71の2-イ 洗浄施設 (洗浄器①)		
能力	1.2(1.3) m <sup>3</sup> /日		1.1(1.15) m <sup>3</sup> /日	
工期等	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—		工事着工後直ちに
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに

使用の方法	原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	クロロホルム，95v/v%以上，0.2L アセトン，99.5%以上，0.2L 水酸化ナトリウム，93%以上，0.02kg		クロロホルム，95v/v%以上，0.1L アセトン，99.5%以上，0.1L 水酸化ナトリウム，93%以上，0.01kg	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大
		1.2	1.3	1.1	1.15

(その5) 変更

種 類		変更前		変更後	
		71の2-イ 洗浄施設 (洗浄器②)			
能 力		0.2(0.3) m <sup>3</sup> /日		0.1(0.15) m <sup>3</sup> /日	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—		工事着工後直ちに	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—		完成後直ちに	
使用の方法	原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	クロロホルム，95v/v%以上，0.2L アセトン，99.5%以上，0.2L 水酸化ナトリウム，93%以上，0.02kg		クロロホルム，95v/v%以上，0.1L アセトン，99.5%以上，0.1L 水酸化ナトリウム，93%以上，0.01kg	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大
		0.2	0.3	0.1	0.15

(その6) 変更

種 類		変更前		変更後	
		71の2-イ 洗浄施設 (洗浄器④)			
能 力		0.2(0.3) m <sup>3</sup> /日		0.1(0.15) m <sup>3</sup> /日	
工 期	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—		工事着工後直ちに	

等	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに	
使用の方法	原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	クロロホルム, 95v/v%以上, 0.2L アセトン, 99.5%以上, 0.2L 水酸化ナトリウム, 93%以上, 0.02kg		クロロホルム, 95v/v%以上, 0.1L アセトン, 99.5%以上, 0.1L 水酸化ナトリウム, 93%以上, 0.01kg	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> /日)	通常 0.2	最大 0.3	通常 0.1	最大 0.15

(その7) 変更

種	類	変更前		変更後	
		71の2-イ 洗浄施設 (洗浄器⑤)			
能		0.2(0.3) m <sup>3</sup> /日		0.1(0.15) m <sup>3</sup> /日	
工期等	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	—		工事着工後直ちに	
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに	
使用の方法	原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	クロロホルム, 95v/v%以上, 0.2L アセトン, 99.5%以上, 0.2L 水酸化ナトリウム, 93%以上, 0.02kg		クロロホルム, 95v/v%以上, 0.1L アセトン, 99.5%以上, 0.1L 水酸化ナトリウム, 93%以上, 0.01kg	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> /日)	通常 0.2	最大 0.3	通常 0.1	最大 0.15

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態及び量

新設

排水口名	項	目	通常	最大
------	---	---	----	----

No. 7 排水口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	0.0	0.0
--------------	---	-----	-----

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和3年10月11日から令和3年11月1日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市環境政策課